

易にいたしても、解説できただし、著者条文であつたように私は聞い
ております。こうしたことが、やれやれとすると、行政機関にも何か強民
を無視した行政執行につながる、一方面的押しつ行政の弊となる
んじゃないでしょうか、私はこんなふうに考えたわけであります。いつ
うことで指摘しますと、七夕祭りの問題、あるいは湯の財産、
職員問題、あるいはまた一郡じん芥業者の取り扱いの問題、こう
したものにも私は一連の行政問題に関連をもつて波及をうけてくんじ
やあなかなうかというふうに考えるものであります。この点どういふよ
うな指導があれ、こういうふうにしたものか、さらにまた、今後さう
いうふうな条文で押し進めるのか、非常にこれは解説に苦しむ。
——時にある回号は中へ条、中へ条、中へ条とあるからまだわかりよ
い。五十九号議案を見て、この議案を見ればわかるの、このように二条
だけしかはい。この問題が中へ条の規定を除き——、ということに
なつてくると、なかなかこれはどういふふうになるのかと、げんは感をも
つものです。起案者その者はよくわかつておるようですけれども、これ
にでもわかりやすい——繰り返して申しますけれども、これにでもわか

りやすい、条例、規定にしろという、現在、こういうふうな条文をばに
ゆえにこういうふうにしたのか、一つ、その点、一つ、原案のことでご質問
いたします。

○即後（後崎俊次君） 貴庁議員のご質問は、創るばこの議会議員の報
酬及び費用弁償等に関する条例では、附則中へ項にこの条例は公
布の日から施行し、中へ条の規定を除き——、というのを、中へ条の費
用弁償の規定を除き——とすべきではないかという点、意味がございま
すか——。

○（貴井喜次次君） 当初申しあげましたように、わかりやすい、条文と
すべきではないかということ、これは明らかにどなたが見ても、議員
さん全員さういふことにお席をいふと思ひますが、これを見てしま
う者が全員、いやあなかなうかと私は思ひます。したがつて、これは
もろろん総務委員会に付託にしようの、うけでも、先ほど申し
あげましたように、腹疑ひが質問だから、ちやになるかも知れませんが、
——と申しあげましたけれども、意見として、この条文はぬま——な
い、というふうに考えるので申しあげたわけです。

。即後（後崎俊次君）おつしやることはわかります。ただこの場合に、第四條の費用并償の規定を除き——とするか、あるいは第四條の規定を除き——とするかはへ通り決つてゐると思ひます。

。費并議決のつしやるように第四條の費用并償の規定を除きまうが、こゝが幾つもありますと、これを第四條の————の場合を除き——というようにたんさん其べちければなりな——という利害得失があると思ふのでございすべ、ご指摘を蒙りまして、この場合はどちらに就へするかということにつきましてはまた後所の創規審議会等におきましてよく研究いたしまして、——確かに両方決うということにつきましてはいひずかりどちらかに就へするように改めたいと思ひます。（了解と呼ぶ者あり）

。議長（米次性男君）以上で質疑を終ります。

。予（香）（伊東忠次郎君）この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九四、九四五、九五六号については総務委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

（賛成と呼ぶ者あり）

。議長（米次性男君）おわかりいたします。ただいま伊東忠次郎君から所定の賛成者を得て、議題となつております三件については総務委員会に付託し、審査せしめられたいとの動議が提出されましたが、本動議のとおり決するに同意ありませんか。

（同意ありと呼ぶ者あり）

。議長（米次性男君）ご同意ありと認めます。よって議案第九四、九五、九六号は総務委員会に付託することに決しました。

。議長（米次性男君）日議第九議案第九七号から日議第九八議案第九九号までの四件について（格）上程いたします。

日議第九議案第九七号 福生市長等の給与に関する条則の一部を改正する条則

日議第九八議案第九八号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条則の一部を改正する条則

日議第九九議案第九九号 福生市の一般職員の給与に関する



条例の一部を改正する条例

日程第三へ議案第九号 福生市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

以上の四件を一括議題といたします。

朗読を省略して提案理由の説明を求めます。企画調査

部長大野忠一君

(企画調査部長大野忠一君登壇)

企画調査部長(大野忠一君) 議案第九号 福生市長等の給与に関する条例の一部改正につきまして説明申し上げます。

この条例改正も報酬等審議会の答申がございまして、たので改正しようとするものでございます。

内容としては報酬は別表にございまして、その別表を市長が二ヶ月、即ち八ヶ月、収入税七ヶ月にええわかれ改めようとするものでございます。施行期日は本年の七月一日から適用いたそうとするものでございます。

附則の八項といたしまして七月以降の給与は内払いであるという内

容のものとございます。

次に議案第九号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部改正につきまして説明申し上げます。

この条例の給料でございますが、千九百九十九年七月に改めようとするものでございます。現在まで教育長に對しましては本給のほか、旅費手当と調整手当が支給されておりました。が、審議会の答申により給料を一本化したというところでございます。

また旅費の規定でございますが、旅費の日当その他につきましては収入税相当額を支給するという条項を加えようとするものでございます。

この六条の支給方法等につきましては一般職員の例によるという内容のものがございます。

施行期日につきましては七月一日から適用いたしたいと、先んずかり給与の内払いの規定も同じでございます。

次に議案第九号 福生市一般職員の給与に関する条例の一部改正につきまして説明申し上げます。

提案理由といたしましては、他の地方公共団体との均衡上特殊勤務手当の支給について規定しようとするものでございます。ほかの市の場合ほとんど特殊勤務手当の規定がございまして、やはり市にばりまいたので、ここで特殊勤務手当の支給につきまゝ規定を設けようとするものでございます。

条例の内容でございしますが、八条は職員に支給される給料。手当等の支給が規定されておりますが、この中に特殊勤務手当を加えようとするものでございます。勤務時間という項目が使われておりますが、これは必要がございせんので削除したいというところでございます。

八条八項中の改正は、八条中の規定内容が変更するためのものでございます。

八条八項は、現在でも一週間の勤務時間の規定がありますが、別に勤務時間、休日、休暇等に關する条例と、う条例が別にございしますので、現在あります条を削りまして、その条に特殊勤務手当の内容につきまゝ規定しようとするものでござい

ます。

特殊勤務手当——八条でございしますが、著しく危険、不健康または困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の配慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮

することが適當でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給するという条項を入れようとするものでございます。

次に八項でございしますが、特殊勤務手当の支給額の範囲でございします。給料の百分の五を越えは、範囲で別に規定しようとするものでございますが、東京都の場合は現在二五%以内というふうな内容になっております。他市においては一五%から二五%というのが多いようでございしますが、当市においては一五%以内にしたうとするものでござい

ます。八項といたしまして特殊勤務手当の種類、それから支給する職員の範囲等につきまゝは別に規則で定めようとするものでござい



業、自前年の運輸等につきまして現在検討中でございます。
次のオセ七条の八を削る——とあります。これは重税にたしますのが
削減しようとするものでございます。

次の議案オセ九条福山市職員の旅費に関する条例の一部を
改正する条例についてでございます。これも提案理由にいたしま
しては、他の地方公共団体と均等に改正しようとするもので
ございます。

内容といたしましては、オセ九条は前にありまして宿泊料の条項で、
食料料を削りまして、宿泊料一本にいたそうとするものでござ
います。

オセ九条の次に次の一条を加える。——^定額旅費とありますが、これは現
在文書の送達員等で定期的に管外へ出てくるものがございます
ので、そういう場合は市長は定額を支給できるようにしたい
という内容のものでございます。

オセ九条とオセ七条でございますが、いままでの内容といたしましては、
急行料金等の場合に特別急行、普通急行と分けて



ありまして、現在は急行は特別も普通も全部その戻費支
給という考え方で、これを一本化しようとするものでございます。
次に七条で、これはオセ七条の数でございます。半日当強復オセ七条という
規定でございますが、これを隣接の昭島市、萩市、羽村町
および瑞穂町の場合は二分の一相当額を支給するという、その
ほかについては一日分を支給いたそうとするものでございます。隣接
の場合に八五五市の区域が隣接しているような気がいたしました。
あそこにはちょうど萩市が来ておりますので、このへんが隣
りあっているというふうなことで、昭市でも大抵こういうふうな隣接に
つきましてはつきり規定いたしてありますのでこのように改めようとし
るものでございます。

別表でございますが、現在区分といたしましては、後援はよろしいので
すが、そのほか、次は課長、隊長、支隊、技師、支隊補
技師補、それから用務員等の職名を使っておりますが
給料表の一等級を使っている者、二等級を使っている者というふ
うにここでばつちり区分を改めようとするものでございます。それから

鉄道、船、航空、日当につきまゝは改正はござい
ません。宿泊料につきまゝは入役は議員と同様に、以下四
月、四月内等に改めようとするものでござい
たいへんは説明でございしますが、何となく慎重な議論にた
きまゝて原案とおりご決定くださるようお願い申しあげまゝ
説明を終りさせていただきます。

議長(末次慎男君) 以上で提案理由の説明は終了した。
これより本案に対して質疑を行ないます。

(異議なしと呼ぶ者あり)

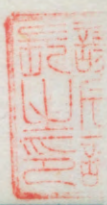
議長(末次慎男君) 以上で質疑を終ります。

○チ(伊東忠次郎君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案が九七、九十八、九十九、
六十九については総務委員会に付託し、審査せしめられんことを
望みます。

(賛成と呼ぶ者あり)

議長(末次慎男君) おわかりいたします。ただいま伊東忠次郎君



から所定の賛成者を得て、議題となっている四件については総務
委員会に付託し、審査せしめられたい旨の動議が提出されま
したが、本動議のとおり決するにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(末次慎男君) ご異議なしと認めます。よって議案が九七、

九十八、九十九、六十九までの四件については総務委員会に付託
することに決定いたしました。

議長(末次慎男君) これより暫時休憩いたします。

午後六時二十九分 休憩

午後七時二分 開議

議長(末次慎男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日課中の議案が六十九号福生市児童手当支給条件を議題といた
します。

議長議長として議案の朗読をいたします。

(須崎議長議長朗読) 省略

議長(木次慎男君) 朗読は終りました。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉事務所長

森田廣君

(福祉事務所長 森田廣君登壇)

福祉事務所長(森田廣君) 議案第六十一号 福祉市児童手当条例

について提案理由の説明を行います。

すむにご存知のことと承知しますが、国におきましても児童手当法が本年の法律第六十七号によりまして児童手当を支給するようになつたわけでございまして、それによりまして、本福祉市児童手当条例の全文を改正しようとするものでございます。

一応、福祉市児童手当条例改正の前に、国の児童手当につ

きまして若干ふれておきたいと思ひます。国の児童手当につきましては、従来国民からの要請も強かつたわけでございますが、やつとここに児童手当法が成立いたしました。こ

れはいよいよ四十七年の一月一日から支給されるようになるわけでござい

福祉市議会



したまいして、現在東京都と福祉市で実施しております福祉市児童手当条例も改正しなければならぬ理由が生じたわけでござい

ます。現在児童手当の国の関係につきましては、こゝかい説明等がまだないわけでございますが、概略について申しあげておきたいと思ひます。

なお、今度国の制度しました児童手当につきましては満十八才未満のみ限さんば三人以内の場合、そのおさん父母の義務教育終

了以前のみに支給しようとするものでございます。ついで、福祉市で支給しております傷病児などか遺児、——そういうもので

なく一般児童手当を一人につきまうて三ヶ月を支給しようというものでござい

ます。なお、これ等につきましては、こゝで一度に対象とするのではなくて段階的に実施しようとするものでございます。昭和四十六年度四十七年度につきまうてはおさん父母が満五才以下の

者を支給対象にすること、四十八年度におきまして満十才のみに支給しようとする水かう四十九年度におきまして全市の児童を対象と

しようとするものでございます。

この理由をいたしましては費用の負担区分があるわけでございます、
一度にこの方針を實施いたしますと各企業等に大きな負担を発生
するわけでございます。これは民間企業者と自営業者、ついでに
ら公務員と、この三段階に国の児童手当は分かれておるわけございま
す。民間企業者と申しますのは、いわゆる厚生年金に加入している事
業所、いわゆる五人以上の従業員を指しておるわけでございます。
この場合の財源負担は事業主が十分の七、国が十分の一、残りを都
と各区市町村が十分の一を負担しようとするものでございます。五人
未満のいわゆる自営業者等につきましては、国が六分の四、都が六分
の一、区市町村が六分の一を負担しようとするものでございます。公務
員につきましては各所属団体から全額負担をします。こういうような
財源が見込まれておるわけでございます。したがって、以上の様な
理由で国の児童手当も全部一度にできないという理由がここにある
わけでございます。それから、一般児童手当は月額三ヶ月という
こと、支給は二月、六月、十月の三回でございます。それとそれ前
月分の四月分、一ヶ月分を支給しようとするのが国の児童手当法

でございます。

それでは福生市の児童手当につきましては説明申しあげます。

福生市の児童手当につきましてはここにもございますが、昭和四十四年

条例第九号によりまして、東京都と各区市町村が一体になり

まして、この制度を国に先がけて実施したものでございまして、いわ

ゆる児童手当の財源をいたしましては東京都が財源を負担し、義務

費につきましては各区市町村が負担するというようなことになっておった

わけでございます。それで国の長所はこれを取り入れ、福生市の

長所はこれを存続させるというふうなことになったわけでございます。

それでは国の長所というのは何かと申しますと、現在福生市の児童手

当につきましては満十八歳以下ではなくて、義務教育終了以前、

いわゆる中学生まででございますので、そのひろきがあるわけございま

す。これを今回の児童手当の改正につきましてそれにもついていると

いうこと、それから支給制限があったわけでございます。これまで

児童手当につきましては市民税所得割が一ヶ月分課税されて
おりますと、これが支給停止になっておったわけでございます。それが

今回は、前年の収入が二百万円、扶養家族五名——本人を入れて
六名でございますが、そういうふうには範囲を拡大したわけでございます。
市民税が一万余円と申しますと大抵どくらいかの年収かと申しますと
大抵百数十万円程度と、こういうふうには計算されるわけでございます。

それでは内容の条文につきまして説明申しあげます。

非常中に国とそれから現在の関係はわかりにくいと思っておりますので
私のほうから改正の要否点のみを説明申しあげたいと思っております。

おへ条とおへ条につきまして現行条例と全く同じでございます。
おへ条におきましては用語の定義でございますが、支給対象児
童のうち一般児童については、現行条例では先ほど申しあげまし
たように、義務教育終了以前の者でございますが、義務教
育終了以前の三人の子供さんを扶養している方に支給していたわけで
ございます。それが今回の改正によりまして満十八才未満を対象
としたということでございます。

障害児及び遺児の方につきましてはこれは従前とわかりでございます。

して、三、四、五等は存続するということでございます。

おへ条につきましては支給面を併せてございまして、現行条例では先ほ
ど申しあげましたとおり、市民税の所得割額が一万余円以上の者
は支給停止ということになっておりますが、これが国の児童手当と同じ
く年収二百万円までということではないが緩和されるわけでございます。
次におへ条、これは手当の額でございます、現行条例と全く同じで
ございます。

おへ条は支給資格の認定の件でございます、これは厚生の整理
でございます、これを「支給資格及び手当の額」として整理したという
関係でございます。

次におへ条、支給期間及び支払期月の関係でございますが、現行
の条例では申請をした月から手当を支給すると、こういうふうにな
っておったわけでございます。これを国の児童手当にならすわけ
でございます、四月からというふうに改正するわけでございます、い
ゆる国の児童手当に歩調を合わせたわけでございます。手当は前
六月及び七月の二回に分けて毎年支給すると、こういうふうな事

情でございます。

第八条は手当額の改訂でございます。これは現在の義務教育終了以前がイハオ未満と拡大されたこと、これが所得制限かなり上がったということでも当然、該当者がふえてくるわけでございます。その場合、認定の申請のある翌月かりとしようとするものでございまして、減額等の場合も翌月かりというふうに改正しようとするものでございます。

第九条につきましては支払の調整でございます。手当を支給すべきではないものに支給した場合、その支給手当は、その後には支払われた手当の内払いとみなすという規定でございます。

第十条は手当の返還でございます。ここに記載されている通りのことでございます。

第十一条は届出義務でございます。手当の支給等を受けている者は、次の各号に該当するときは、市長に届出を要するということでございます。

第十二条は委任事項でございます。この条則の施行については必要事項は市規則で定めるといふような関係でございます。

次に附則でございます。

附則の第十一条は施行関係でございます。第七条の支給額の規定は、昭和四十七年四月一日から施行するというふうになっております。これは手当の支給は先ほど申し述べた八月、九月、十月に規定をいれておりました、四十七年度分につきましては四月一日からやうということでございます。

第十二条につきましては、四十七年六月に支給する手当は、事務上の関係で前年の三月、四月、五月份を支給しようとするものでございます。

第十三条につきましては、この条則の改正前に支給認定等を受けたものは改正後に認定を受けたものとみなすという規定でございます。

第十四条でございますが、四十七年一月一日に付しまして、手当の支給要件の発生及び支給資格者となるべき者又はこの条則の施行によりまんの増額の改訂となるべき者も四十七年一月一日以前に申請ができる日の規定でございます。

第十五条でございますが、これは附則の第十四条に規定をいれました申請をした者は、四十六年十月中に行なわれた申請とするものでございます。この点、国の手当関係が一月一日からということでございますが、事務上の